

やわた未来 いきいき健康 プロジェクト クイックガイド

令和5年度「やわた未来いきいき健康プロジェクト」参加規約

第1条（目的）
本規約は、高齢化社会の進行に伴い社会的な課題となっている医療費や介護給付費などの社会保障費の増大を抑制し、八幡市が持続可能なまちであり続け、健康でいきいきとした市民であふれるまちとなることを目的に八幡市が「やわた未来いきいき健康プロジェクト」（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条（用語の定義）
本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによりします。

- 「申込者」とは、本規約に同意し、「やわた未来いきいき健康プロジェクト」参加申込書を八幡市に提出した者をいいます。
- 「参加者」とは、申込者のうち、八幡市に本事業への参加が承諾された者をいいます。
- 「活動量計」とは、八幡市が本事業で配付する指定の活動量計をいいます。
- 「体組成計」とは、八幡市が設置する指定の体組成計をいいます。
- 「健診」とは、八幡市及びその他の保険者等が実施する健康診査、健康診断、これらに準ずる健康相談のことをいいます。
- 「体組成測定会通知書」とは、本事業への参加登録を行うために、参加者に対して八幡市が配付する書類のことをいいます。
- 「体組成測定会」とは、新規参加予定者の体組成の測定を行う測定会のことをいいます。
- 「からだカルテ」とは、第8条に定める実施内容や第9条に定める付与されるポイントの内容等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第3条（参加申込み）
＜新規参加者＞

- 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾したうえで参加申込書により参加の申込みを行うものとします。
 - 当該年度の本事業の募集定員は1,300名とし、先着順とします。
 - 申込者が参加申込書を提出後、八幡市が参加申込書を受理した時点で、当該申込者は本規約に同意したものとみなします。
- ＜継続参加者＞
- 新規参加した翌年度以降は、申し出がない限り本事業の終了時まで継続参加者とします。

第4条（参加者の決定） ※新規参加者のみ

- 八幡市は、第3条第1項の参加申込書に記載された申込情報を確認し、必要な審査・手続等を経て承諾した者に体組成測定会通知書を送付します。
- 参加者の決定は、第6条本文に定める参加に係る費用を受領した日をもって決定とします。また、その時点において参加者と八幡市の間に本事業への参加に関する契約が成立したものとします。
- 八幡市は、申込者が次のいずれかに該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
 - 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - 虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - その他、八幡市が承諾できない事由があると判断した場合
- 八幡市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。

第5条（参加条件）

- 本事業の参加条件は、次の各号すべてに該当することとします。
 - 八幡市に住民登録がある者もしくは八幡市内の事業所に就労している者
 - 20歳以上の者（当該年度の7月末時点）
 - 自己責任で本事業に参加できる者
 - 本規約に同意いただいた者
 - 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける者
 - 体組成測定会に参加いただける者（新規参加者のみ）
- 年度途中で本事業の参加条件に該当しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとします。ただし、参加資格を失うまでの間に貯めたポイントについては、交換することができるものとします。

第6条（参加者の負担）

- 新規参加に係る費用は1人1,000円とします。また、次に掲げる費用については、別途参加者の負担とします。
- 活動量計の故障、又は紛失に伴う再購入に係る費用
 - 活動量計の電池等の消耗品に係る費用
 - 事業参加に関する通話・通信・郵送に係る費用

第7条（活動量計管理）
1. 参加者は活動量計を適切な管理をもって取り扱うものとします。
2. 活動量計の再配付は原則として行いません。

第8条（取組内容）
本事業の取組内容は、次に掲げる項目とします。
(1) アンケート調査の回答
(2) 活動量計によるデータの計測及びアップロード
(3) 指定の体組成計による計測及びアップロード
(4) 健診の受診

第9条（ポイントの付与）
本事業におけるポイントは、次の各号に定める場合に付与するものとします。

- 歩数に関するポイント
 - 活動量計を用いて歩数を計測し、歩数データが設定されている条件をクリアした場合
 - 活動量計のデータを送信した場合
- 体組成に関するポイント
 - 体組成計を用いて計測したデータが設定されている条件をクリアした場合
- 健診に関するポイント
 - 健診結果の写しを提出した場合
- その他のポイント
 - 市が定める付与ルール

第10条（ポイントの交換）
獲得したポイントの交換については、交換の単位を500ポイントとし、端数は次年度以降に繰り越します。なお、上限を超えたポイントの次年度以降への繰り越しはありません。

第11条（ポイントの取消し）
不正な手段によりポイントを獲得したと認められる場合には、該当するポイントを取り消すことがあります。

第12条（申込み内容の変更の届出）

- 参加者が八幡市に通知した住所、電話番号等、第3条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を八幡市に届け出るものとします。
- 八幡市は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得したポイント又は参加者のポイント交換を無効とすることがあります。
- 参加者が、本条第1項の変更の届出を行わなかったために、八幡市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到着したものとみなします。

第13条（事業の中断・終了）

- 八幡市は、天災等のやむを得ない事情がある場合には、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断及びサービスの全部又は一部を終了することがあります。
- 前項に基づき本事業を中断又は終了する場合には、八幡市は参加者に対して、その旨をホームページ等によって通知することとします。

第14条（契約の解除）

- 参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加に関する契約の解除を行うことができます。
- 本事業への参加に関する契約を解除すると、それまでに貯まっていたポイントでの交換となります。
- 本事業への参加に関する契約が解除となっても、参加費1,000円は返金しないものとします。
- 当該年度中にポイント獲得が確認できなかった場合、事前に通知の上、退会処理を行う場合があります。

第15条（禁止事項）

- 参加者は、次に定める行為を行ってはいけません。
- 参加者が自身の歩数等を計測する目的以外で活動量計を使用する行為
 - 測定用に設置している体組成計等の精密機器を粗雑に扱う行為
 - 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
 - その他第三者に不当な不利益を与える行為

第16条（損害賠償等）

- 参加者は、本事業の参加に関連して、自己の責に帰すべき事由により八幡市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- 参加者は、本事業の参加に関連して、八幡市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第17条（免責事項）

- 本事業は、参加者の健康増進・生活習慣改善を支援するものであり、参加者の健康状態が増進・改善されることについて、保証するものではありません。
- 八幡市は、八幡市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となっ

た場合は、責任を負いません。
3. 八幡市は、八幡市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏えいした場合は、責任を負いません。
4. 八幡市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は廃棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。

第18条（個人情報の取扱い）

- 本事業に伴うサービスの実施等に際して、八幡市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いについては、本規約で定めるほか、個人情報保護法及び八幡市の個人情報保護条例によるものとします。
- 本事業の実施に際し、八幡市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - 第3条に定める参加申込書にご記入いただいた項目
 - 第8条に定める事項の実施に伴い取得する項目
 - からだカルテの利用ログ
- 八幡市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
 - 本事業の効果分析・評価のための利用
- 八幡市は、参加者情報・八幡市が保有する医療費・介護保険等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める効果分析のために利用することがあります。
 - 参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。
 - 八幡市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、活動量管理の仕組み、ポイント付与の仕組みを（株）タニタヘルスリンクに委託します。そのため、本条第3項で定める個人情報を（株）タニタヘルスリンクに提供することとします。なお、八幡市は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、（株）タニタヘルスリンクに対して必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
 - その他、本事業の効果分析・評価等、本条第3項に定めた目的を達成するために必要最低限の範囲で、参加者情報の取扱いを外部事業者に委託することがあります。なお、八幡市が参加者情報の取り扱いを外部に委託する場合は、安全管理が図られるよう、委託先に対して必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
 - 八幡市は、本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。
 - 八幡市は、参加者情報を統計処理したうえで、その統計情報を本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
 - 上記の内容は、個人情報保護法・八幡市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
- 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
 - お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
 - 八幡市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護して取り扱います。
 - 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
 - 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせしたうえで、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
 - 本条第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
 - あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を超えて参加者情報を八幡市以外の第三者に提供又は開示しません。
 - 参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて問い合わせがあった場合は、適切に対応します。
 - 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
 - 関連する法令、その他の規範を順守するとともに環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

ポイント積算対象期間

2023 3/1 » 2024 2/29

※新ルールの適用は2023年4月～となります。

ポイントの上限が
変わります!!

最大 **3,000** 点

※上限の3,000点を超えた場合、繰越ルールは適用されません。

問合せ先 八幡市役所健康推進課

☎075-983-1116

平日8:30-17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

ポイントルール

新ルールの適用は4月～、3月中は従前のポイントルールとなります。
 毎月平均歩数ポイントの上限は、ベースライン歩数からの増加歩数と各月1日あたり平均歩数の合計で最大100ポイントです。

ベースライン歩数の下限値は
 75歳未満の方で4,000歩
 75歳以上の方で3,000歩です。
 ベースライン歩数は半年毎に更新されます。

毎日歩数ポイント		
年齢	ウォーキング	ポイント
75歳未満の方	1日 9,000歩以上10,000歩未満	2
	1日10,000歩以上12,000歩未満	3
	1日12,000歩以上	4
75歳以上の方	1日 7,000歩以上 8,000歩未満	2
	1日 8,000歩以上 9,000歩未満	3
	1日 9,000歩以上	4

毎月平均歩数ポイント		
年齢	各月1日あたり平均歩数	ポイント
75歳未満の方	9,000歩以上12,000歩未満	50
	12,000歩以上	100
75歳以上の方	7,000歩以上9,000歩未満	50
	9,000歩以上	100

毎月平均歩数ポイント	
ベースライン歩数からの増加歩数	ポイント
1,000歩以上2,000歩未満	50
2,000歩以上3,000歩未満	75
3,000歩以上	100

歩数データ送信ポイント	
各月最大2回まで(1回につき)	20

体組成測定改善ポイント	
3ヶ月毎の体組成測定結果評価(最大)	100

体組成改善基準およびポイントは昨年度ルールと同様です。

健康診断受診ポイント	
2023年中に受診した健診結果等の提出	500

データ送信は1ヶ月に2回

体組成測定は3ヶ月に1回

健診pt付与は3・7・11月
 各付与月の前月末迄にご提出の場合、各付与月にptが反映されます。

データ送信拠点

●印は体組成計常設施設です。



LAWSON(ローソン)、MINISTOP(ミニストップ)に設置してあるLoppi(ロッピー)からは日本全国どこでも24時間365日データ送信できて便利!

施設名	住所	電話番号	利用可能時間
●八幡市役所	八幡園内75	983-1116	平日 8:30-17:15 【土・日・祝日は利用不可】
●生涯学習センター	男山竹園2-3	983-6002	平日 9:00-20:00 休日 9:00-17:00 【月曜休館(祝日の場合は翌日)】
●美濃山コミュニティセンター	欽明台西70	981-2312	9:00-17:00【日・祝日休館】
●橋本公民館	橋本堂ヶ原36	982-8572	9:00-17:00【日・祝日休館】
●ハクジュプラザファミレやわた店	八幡源氏垣外1-4 ファミレやわた1F		10:00-19:00 ただし14:30-16:00は休憩 【火・水および店舗指定日休業有り】
イズミヤスーパーセンター八幡店	八幡一ノ坪23-1 1Fセルフフィットネス前		9:00-20:00 ※諸事情により営業時間変更の場合有り
八幡市民体育館	野尻正畑12	981-6111	9:00-21:00 【毎月第2月曜休館(祝日の場合は翌日)】
山柴公民館	八幡山柴48・49	982-0004	9:00-17:00【日・祝日休館】
川口コミュニティセンター	川口萩原24-1	982-3344	9:00-17:00【日・祝日休館】
老人憩いの家「八寿園」	男山美桜18	981-8131	平日 9:00-16:30 土曜 9:00-12:00【日・祝日休館】

電池交換について

☐電池切れの場合は、活動量計の表示画面に電池交換マークが表示されます。電池はメーカーにより放電特性が異なります。電池交換の際は、活動量計お渡し時と同メーカーの電池の購入をおすすめしております。



点滅

電池残量が少なくなっています。速やかに新しい電池(CR2032)に交換してください。



点灯表示

電池残量がなくなりました。測定はできません。新しい電池(CR2032)に交換してください。

☑電池を交換すると全表示点灯後、FFFFFFが表示されます。電池交換後は、ご自身で操作せずにリーダーライターもしくはLoppiにかざすことで、正確な設定表示となります。



電池交換後はデータ送信!

紛失・破損対応について

活動量計を紛失・破損(誤って洗濯したなどの水没等を含む)された方で、本事業への参加継続を希望される場合、自己負担で同じ活動量計AM-150を購入していただくかもしくは無料の携帯アプリを取得していただくかをご選択いただきます。いずれの場合も、市役所健康推進課 ☎075-983-1116へご連絡ください。ご連絡の際は、お手元に活動量計と同封の黄色の用紙をご準備ください。